

ぎふセンターだより

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F

TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011

URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



2016年
No. 68

最近の生活衛生営業を取り巻く状況

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)

瀧 多賀男



熊本・九州の震災におきまして、被災されました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、平成29年4月に予定されていた消費増税は、5月の伊勢志摩サミットの後、「2008年のリーマン・ショックと同程度の経済的リスク要因がある」として2年半再延期されたところです。これには、種々異論もあつたようですが、これまで「軽減税率」の導入に向けて鋭意準備を行ってきた事業者や関係者の皆様には、かなりショックを受けたのではないかと、思料するところです。また、延期することにより財源の問題から政府の社会保障施策にも大きな影響があると思われ、消費増税延期の成り行きは今後どうなるのか、十分注視していく必要があります。

では国内の景気はどうか、というと、先般、4月の「有効求人倍率」が発表になり、これが1.34倍と、「24年5か月ぶりの高水準」と報道されています。ちなみに本県では、1.80倍と、全国第3位の高い倍率となっています。

では、これが好景気の表れか、ということ、そうとも言えない面があり、業種別では、「宿泊業」や「飲食サービス業」の求人倍率が他業種を圧倒して大きく伸びており、これらの業界の「人手不足」が顕著に表れています。

これは、最近の訪日外国人の増加がおおきな要因なのは明らかで、政府の発表によると、4月に日本を訪れた外国人旅行者は、208万人と、3月に引き続き200万人を上回り過去最高、と報じられています。今後ともこの傾向は続くのではないかと、思われます。

このように、生活衛生営業を取り巻く状況は、非常に厳しいものがありますが、県下の生活衛生同業組合が一致結束して組織強化と魅力ある組合運営を構築して、この難局を乗り越えていかなければなりません。

今後とも、行政当局を始め各関係機関の皆様方のお力添えを頂きながら、生活衛生業界の発展を目指して尽力して参る所存ですのでご指導、ご支援をよろしくお願い致します。

平成28年度 生活衛生営業関係 職員録

◎岐阜県健康福祉部

部長 尾藤 米宏
次長 土井 充行
次長 森岡 久尚

(生活衛生課)

課長 緒方 勇人
管理調整監 園部 佳要子
食品安全推進室長 野池 真奈美

(衛生指導係)

衛生指導係長 宮 早苗
技師 古田 直子
主事 中島 雅斗

◎日本政策金融公庫岐阜支店

支店長兼 木村 正明
国民生活事業統轄 栖原 義典
国民生活事業副統轄 山中 貴史

融資第一課長 武 成志
融資第二課長 山中 成志

◎同多治見支店

支店長兼 飯田 圭一
国民生活事業統轄 金谷 智尚
融資課長

◎岐阜県生活衛生営業指導センター

理事兼事務局長 樋口 行但
事務局次長 川村 正彦
経営相談室長 中島 行雄
庶務主任 山田 明美

平成28年度 表彰式・理事会・総会などを開催

生活衛生事業功労者表彰と事業報告等を採用

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター／岐阜県生活衛生同業組合連合会

去る5月、岐阜市内ホテルパークにおいて、生活衛生事業功労者の表彰式と県指導センター理事会・県連合会総会が開催されました。式典として、生活衛生事業功労者に対する表彰が行われ、次の方々には表彰状が授与されました。引き続き、県指導センター理事会及び県連合会総会が開催され、平成27年度事業報告・決算報告等が承認されました。

平成28年度 生活衛生事業功労者の表彰

栄えある受賞おめでとうございます(敬称略)

岐阜県知事表彰(10名)

役員の一部

クリーニング業 辻田千代治(羽島市) 社交飲食業 神谷百合子(恵那市)

組合員の部

美容業 三輪 勝彦(大垣市) 理容 大杉 勝(岐阜市)
 公衆浴場業 木村 清(岐阜市) 旅館ホテル 棚橋 信互(郡上市)
 中華飲食業 古田 洋(高山市) 喫茶飲食 石樽 泉(岐阜市)
 飲食 細江 大嗣(下呂市) 料理 平井 良樹(岐阜市)



表彰状を授与される受賞者の方

全国生活衛生同業組合中央会理事長感謝状(9名)

理容 若井 清(関市) 公衆浴場業 大岡由美子(大垣市) 旅館ホテル 都竹 志門(下呂市)
 中華飲食業 池田 時充(岐阜市) 喫茶飲食 大野 薫(多治見市) 飲食 野口 和由(大垣市)
 料理 河村 郁男(関市) 社交飲食業 原田 正美(各務原市) 食肉 田中 成典(養老町)

岐阜県生活衛生同業組合連合会長表彰(49名)

美容業 森下 芳子(各務原市) 角田 晃(揖斐川町) 佐々木 誠(土岐市) 伊東 聖司(恵那市)
 栗田 百合(養老町) 岩佐須賀子(飛騨市) 塩田 幸子(飛騨市) 山田 一夫(山県市)
 日比野 春子(岐阜市) 橋本 知奈(本巣市)
 理容 大杉 勝(岐阜市) 辻川 満(垂井町) 野田 秀雄(郡上市) 石原 幸泰(羽島市)
 公衆浴場業 三間 敏康(北方町)
 クリーニング業 小木曾 勝(岐阜市)
 旅館ホテル 茂利 昌彦(飛騨市) 伊藤 真也(土岐市) 桃原 誠招(下呂市) 和田 利治(白川村)
 矢野 たよ子(白川村) 堅田 芳助(白川村) 坂本 英子(白川村) 齋藤 正樹(下呂市)
 田口 泰寛(下呂市) 横井 照子(下呂市)
 中華飲食業 川尻 良且(高山市) 古田 良子(高山市)
 喫茶飲食 長谷川 修(多治見市)
 飲食 今藤 亘(白川村) 中村 純子(岐阜市) 松本 昌鉄(大垣市) 高井 佳子(関市)
 早川 悦子(郡上市) 市岡 整(中津川市) 新妻 一子(多治見市) 河合 敬司(多治見市)
 山田 欽一(恵那市) 前田 光重(多治見市) 小野 元(飛騨市) 有巢 正洋(高山市)
 遠藤 学(下呂市) 河本 敏久(高山市) 船坂 澄恵(飛騨市) 森 なをみ(各務原市)
 料理 中村 昭(養老町) 安部 孝市(養老町)
 社交飲食業 奥田 光枝(郡上市) 岡本 まち子(岐阜市)



“Sマーク”は、消費者の皆さまにご利用いただく際の
 安全・安心の目印です。マークのある
理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
Safety(安全)・Standard(安心)・Sanitation(清潔)の
 3つのSをお約束させていただきます。

選んで安心 Sマークのお店

詳しくは(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター、または各生活衛生同業組合へ

岐阜県生活衛生営業指導センターから

県知事委嘱の「経営特別相談員」誕生

「生活衛生営業経営特別相談員」は、県内の生衛組合からの推薦により岐阜県知事から委嘱された方々で、営業の近代化、合理化を促進して業界の健全な発展向上を図るため、特に金融、融資制度の面において相談指導を行っています。

今年度も、新たに12名の方に委嘱されることとなり、昨年養成講習会を受講され、4月1日付けで岐阜県知事から委嘱状が交付されました。今後の皆さんのご活躍を期待します。



養成講習を受講されている新任特相員の方々

◎新任の経営特別相談員は次の方々です よろしくお願ひします

- | | |
|--------|--------------|
| 美容業 | 山口 元子 (岐阜市) |
| | 伊藤 聖司 (恵那市) |
| 旅館ホテル | 二村 隆光 (下呂市) |
| 中華飲食業 | 川出 正男 (岐阜市) |
| 飲食 | 井藤日出男 (関市) |
| | 中村 純子 (岐阜市) |
| 社交飲食業 | 伊藤 桂子 (岐阜市) |
| | 岩崎 衣恵 (郡上市) |
| | 大澤 裕子 (各務原市) |
| 食肉 | 井上 富雄 (岐阜市) |
| 食鳥肉販売業 | 野々田 実 (郡上市) |
| | 高橋 祥子 (山県市) |

※経営特別相談員は、各組合及び県指導センターに所属しています。経営特別相談員は、皆様方の経営上の秘密を厳守します。融資等のご利用にあたり精々ご相談下さい。

クリーニング師研修会等の開催

クリーニング師及びクリーニング業に従事する方は、「クリーニング業法」により3年に1度知事の指定する研修・講習を受講することが義務付けられています。今年度も、岐阜県知事の指定を受けて当指導センターで研修・講習を開催します。

平成28年12月から、衣類等の繊維製品の洗濯表示が、新しいJIS L 0001～「新JIS」に変更されます。「新JIS」では、記号の種類が22種類から41種類に増え、繊維製品の取扱いに関するより細かい情報が提供されるようになります。今年度の研修では、この「新JIS」について詳しく解説します。また、平成27年10月に改訂された「クリーニング事故賠償基準」の改正ポイントについても解説します。

今年度のクリーニング師研修は、次のとおり県下3会場（岐阜・高山・多治見）で開催しますので、安心・安全を求める利用者や消費者の信頼を得るためにも、必ず研修や講習を受講しましょう。

本年度クリーニング師研修会の予定

	開催会場	開催日
岐阜会場	ふれあい福寿会館 302会議室	12月11日(日)
東濃会場	東濃西部総合庁舎 大会議室	11月25日(金)
飛騨会場	飛騨総合庁舎 中会議室	11月11日(金)

また、研修・講習を受講修了された方には、修了証書、修了済ステッカーが配布されます。このステッカーは、新しい知識を習得し、サービスの向上を図っているお店の証です。この研修、講習についての詳細は、当指導センターまでお尋ね下さい。

特相員研修会開催のお知らせ

本年度の「経営特別相談員研修会」を次のとおり開催します。

後日、組合事務局から詳細なご案内がありますので、経営特別相談員の方は是非ご参加願ひします。

●日時：9月9日(金) 10:30～15:00

●場所：岐阜市湊町 「ホテルパーク」

●主な講義：「引き算の戦略」

～小さな会社を強くする逆転発想
(静岡県立大学岩崎教授) ほか

生活衛生同業組合の組織と活動 — 組合活性化と国民生活 —

全国生活衛生営業指導センター専務理事 小宮山健彦 氏

これは、平成27年12月10日に岐阜市で開催した「生衛業経営セミナー」で行われた、みだしの講演の一部を抜粋して取りまとめたものです。(編集：岐阜県生活衛生営業指導センター)

全国生活衛生営業指導センターの小宮山です。

組合は必要だから生まれた、ということについてお話します。

私が色々と本を読んだり、組合の皆さんとお付き合いをしているなかで、今の若い人たちにはそういうことはないかもしれないけれども、私にも、組合は必要だから生まれた、という強い実感があります。しかし現実には、組合員は減少し続けていて、一体どこまで減るのか、という危惧もあります。日本の人口は、現在1億2千6百50万人だけど、やがて9千万人台に落ちこむ、ということがいわれるなかで、人口が減るのだから組合員も減るのも仕方がないのではないか、と冗談に言ったことがありました。しかし本当に、これが冗談ではなくなる日が刻々と近づいているのでは、と感じる時があります。

(生活衛生同業組合の成り立ち)

基本的なお話をさせていただきますが、会議資料で「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(略称：「生衛法」)についての記載があります。組合のメリットの最大のひとつは、何と言ってもこの法律がある、ということをご理解頂きたいと思えます。この施策の体系は、「営業の振興の計画的推進」、「営業者の自主的活動の促進」及び「衛生水準の維持・向上、経営健全化の指導」の3本柱となっています。

最初の、営業の振興の計画的推進は、その場で行き当たりばったりで行うのではなく、国や審議会が十分関与した主導體制のもとで、しっかり計画を立ててやる、ということで、これには日本政策金融公庫の融資制度も関係してきます。

そして、もうひとつの経営健全化指導には、全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県生活衛生営業指導センターがあり、その中心に営業者の自主的活動の促進がある、という3本柱の実施体制が、この法律によりきちりと作られており、組合にとっての最大のメリットは何と言っても、先人の非常な苦勞のかがあって、この法律の制度が作られたことにあります。



(生衛法制定の経緯等)

資料には、この法律の制定にかかる経緯が書いてあります。

この生衛法の制定の背景として、終戦直後の日本では、生活衛生関係営業が過当競争気味となり、かつ、この業界は中小零細事業者がほとんどのなかで、利潤を無視した低料金、低賃金、長時間労働が目立ち、正常な経営が阻害されるとともに、衛生水準の低下が憂慮される、という事態になっていたことです。

例えば、当時の理容店や美容店では、現在でも安いディスカウント店がありますが、誘客のためには他店より料金をどんどん安くしてやろう、ということが当たり前におこなわれていました。

また旅館でも、当時は家族で経営しているところが多くて、お客の朝の食事から夜の布団の世話まで、何から何までやると、それこそ24時間働きづめとなり、この状態が長く続くと皆病気で倒れてしまう、ということになった訳です。

このように、劣悪な経営環境や危機的な営業状況というのが背景にあって、この業界の先人達は、このような状況ではこの業界の健全な発展は望めない、ということから、我々を守る法律を作ろう、という運動が、昭和28～29年頃から始まる訳です。

そして、昭和31年5月に、すったもんだの末、法案をまとめることとなりました。内容は、簡単に言えば「料金規制」をして欲しい、ということが骨子です。一律「千円」なら「千円」、と法律で決めて欲しい、ということです。

それからもうひとつは、「営業時間」です。営業時間は何時から何時まで、休みは何曜日、ときっちり決めてもらいたい、ということです。この名残りは、現在も理容店、美容店に残っていますが、休む時には一緒に休もう、と「営業時間規制」を決めてほしい、ということです。

今現在、この2つの規制はなくなっていますが、当時、先人達は、そういう思いで国会議員の先生方に陳情にいくこととなり、これを全国的に行うこととなりますが、北は北海道から南は九州の鹿児島まで、全国の組合理事長さん方が、最終的には東京の日比谷公会堂に3～4千人の規模で集結することとなった訳です。

当時の交通事情等を察するに、遠隔地から上京するには大変なことに違いないと思うのですが、皆、それぞれ自腹を切って何回も何回も東京に集まり、累計では10万人を超えると思います。国会議員の先生や厚生省の

役人らに、自分達の業界の法律を作って欲しい、という必死の思いで何回も何回も陳情に行ったのです。

中には自ら命を落とした方もいる、また私財を投げ打った方もいる、そういう先人達の熱意と情熱が人を動かし、当時の厚生省幹部から、「衛生」の面に着目して厚生省から法案を出そう、ということになったのです。

実は、中小零細企業の所管官庁は経済産業省です。当時は通商産業省で、いわゆる中小企業対策はここでやっていたのですが、そこではあらゆる業種が多すぎて、底辺にある零細規模のこの業界までには恩恵が回ってこない、という状況でした。そこで、終戦以来の「衛生規制」に着目して、この点を切り口にして、厚生省を所管官庁として法案を作成することとした訳です。

仮に、この法律を通商産業省や中小企業庁あたりが所管していたら、衛生のために国民に貢献しよう、という発想はなかっただろうし、今ほどの生衛組合は出来ていなかったのではないかと、思います。ですからこの業界の命綱は、「国民の衛生的な生活を守る」ということに尽きる訳です。

法案をまとめる作業というのは、私にも経験がありますが、大体3~4年かかります。よし悪しはともかくとして、政府や国会の関係者の大体のコンセンサスを得て、最後は国会で決まる訳です。

生衛法の法案は、ここに苦闘の歴史が始まる訳ですが、昭和31年5月に国会に上程されますが「継続審査」となり、さらに同年12月でも再度「継続審査」となり、2回「継続審査」となります。「継続審査」とは、国会には出したけれども一回も審査されない、審議がされないでそのまま次の国会に送る、ということです。それを2回もやられたのです。

先人が一生懸命、汗水たらして法の制定要望活動を行った結果がこの結末となり、自分達の安住の地はなかったのです。先人達は、これでは我慢がならない、とさらに関係議員、関係官庁に強く働きかけ、ようやく翌32年の5月に法案の成立の運びとなったものです。ここまで来るのには、先人達の血のにじむ苦労があった、またこの法律は、中途半端な形で出来たものでは決してなかったことを、強く覚えておいて頂きたいと、思います。

しかし3度目の国会においても、衆議院では可決されたものの、参議院では、業界保護の法律は認められない、として反対にあうこととなります。

これは、「料金を統一する」、「営業時間を規制する」というのはありえない、として労働関係団体、婦人関係団体、協同組合関係団体などからも猛反対にあい審議が暗礁に乗り上げてしまいました。そのため修正をかけて、ようやく参議院で可決されましたが、結果として業界を保護するものとはならなかったのです。

そこで、当時の先人達は、これでは我慢ならない、と再度、当初の原案どおり衆議院に差し戻しをしようということとなり、残り会期末わずか4時間のなかで、当時の業界代表、厚生省幹部、関係衆議院議員等の努力により、ようやく当初原案どおりの法律が、しかも憲法の条項による衆議院の3分の2以上の賛成で可決されたのです。

当時から現在まで、この憲法の3分の2条項による法

案本体の成立の例は、これまで昭和32年の弁護士法、昭和26年のモーターボート競走法、そしてこの生衛法の3例しかありません。この法律は、再来年には施行60周年を迎えることとなりますが、それ程、この生衛法の誕生は非常に難しく、難産中の難産であったことを覚えておいて頂きたいと思う訳です。

法律はその後、昭和54年に、「利用者又は消費者の利益の擁護に資すること」が目的に追加され、業界擁護が主たる目的であったものが、「消費者利益」という要素を取り入れて、大きく性格を変えながら現在まで生き延びて来ています。

また、同時期に中央に「全国環境衛生営業指導センター」が、そして各都道府県には「各都道府県環境衛生営業指導センター」が設置され、その運営費は国費及び県費の折半で賄うこととされ、業界からの負担が一切ない形で制度が整備されました。

最近では、どの分野においても、外郭団体に対する補助金は削減されているのが通例であり、特に公務員OBに対する人件費はどんどん減らされて、そういう役職員の数は益々減少の傾向にあります。しかし、全国生活衛生指導センターは全額国費で賄っていながら、事業費も含め法律で国に配慮するよう規定があり、また各都道府県にも生活衛生指導センターが設置され、国及び県費で運営が賄われるよう担保されている、こういうことも大きなメリットではないか、と、思います。

また、衛生行政においても、各都道府県には「生活衛生課」という担当部局があり、各保健所においても、新規開業者に対して生衛組合の情報を提供してくれる等、生衛業者に対して指導をしてくれる部署がある、ということも大切なことではないか、と、思います。

その後、平成12年4月には大きな改正が行われ、「環境衛生」を「生活衛生」に改められました。これは当時の環境行政との区分けを行う意味があったのではないかと、思います。さらに、衛生行政の立場からは信じられないことですが、法律の題名に「振興」を加えたことが大きい改正となりました。

経済産業省等の立場からは業界の「振興」はあるかもしれないが、当時の衛生行政としては、事業者には衛生規制を守らせるのが大前提であり「振興」どころではない、ということがあったからです。

この「振興」を加えた訳は、「国及び地方公共団体は…、生活衛生同業組合等に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならない…」ということが目的に追加されたことが大きな要因となっていることです。これは義務的な規定ではなく奨励的、努力的な規定となっていますが、この規定からは、生衛組合は補助金その他の支援を受けることが出来る、と解釈されることとなった訳です。

これも、昭和32年から続く先人達の努力が、その都度継続して行われて、こういう形で平成12年まで足跡を残してきた、と思う訳で、これも我々にとっては大きな財産と、思います。

また、今年の10月には厚生労働省の組織改正があって、それまでは「健康局/生活衛生課」という組織が、

「医薬・生活衛生局／生活衛生・食品安全部／生活衛生課」と、「生活衛生」という言葉が「局」まで昇格して表示されました。

このように、局名、部名、課名の総てに「生活衛生」という言葉が入りましたが、このようなことは、厚労省の他の部局には例がありません。他の省庁にもないと思います。これは、厚労省においても生活衛生分野は重要な施策として位置づけられた表れであり、国会その他各分野においても大切にされるようになって、我々も少しずつでも努力は積み重ねていくことが大事なのではないか、と思う一例です。



自分達の組合の名前「生活衛生」が、依って立つところの法律に使われ、また厚生労働省の組織にもしっかり表示されている、このことはおそらく今後も出てこないだろうと思います。これは組合の皆さんが一生懸命努力をして、日々、生活衛生を通じて地域に貢献していること、そのご褒美だと思いますし、さらにこれからも続けて欲しい、という期待感だと思います。

この組織改正は、法律で決められるものですから、国会で議論されて決定された、ということです。

ですから、「生活衛生」の分野は大きくステータスが、社会的な地位がかなり上がったと思いますし、皆様方も、胸を張って、今後も堂々と活動をお願いしたいと存じます。願わくは、各都道府県庁においても、現在「健康」という語句を使っている部局が全国で半分以上ありますが、これを、厚労省と同じく「生活衛生」に改めて頂くよう希望するものです。

（組合活動推進月間）

次に生活衛生同業組合活動推進月間の話です。

この実施については、資料にありますように、平成27年7月に、各都道府県衛生主管部長あて厚労省生活衛生課長名で「課長通知」が出ております。

この、平成27年7月10日の通知には、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定めて、組合活動活性化のための取組を重点的に行うよう指導されており、全国センターでは、生衛法の成り立ちも含め、組合に理解を深めてもらおうと、「ポケットブック」を作り、全国の組合員に配布したところでした。

この課長通知を1番最初に出して頂いたのが、平成23年7月26日です。

この年、東北で大変な事件、「東日本大震災」がありました。この「3.11」の震災を忘れるな、ということが言われておりますが、私は、組合の皆さんには、「23.7.26の課長通知」を忘れるな!と言いたいと思います。

この文書にも記載されていますが、厚労省は、平成23年7月から3か年に渡り、毎年「課長通知」を各都道府県あて通知しています。その内容は、「衛生確保等に関する生衛組合の役割・意義、活動等に関してご理解、ご確認をいただき、…」(窓口において)「…生衛組合未加入の

事業者に対し、生衛組合に関し情報提供を行う…」よう特段のご配慮をいただくこととしています。

この課長通知が最初に出た平成23年頃は、保健所の窓口では、食品衛生の講習は受けるようにと、食品衛生協会の紹介や勧誘はあっても、生衛組合の話はしてられませんでした。これが動機となって、この課長通知となった訳です。

しかしこの通知が出た後、ある組合が確認したところ、保健所の窓口ではそんな通知は知らない、と言われたことがある、ということがありました。とんでもないことです。「課長通知」は、一番具体的で、細かな事項を記載した大事な通知で、大臣通知、事務次官通知、局長通知等と比較しても、決して「軽い」ものではないのです。しかも、霞が関の各省庁において一番実権を持っている「課長」の通知ですから、県等行政の実務側にとってみれば一番重要なものです。それなのに、保健所では「知らない」という。これは、県庁の協力が不十分ではないか、組合は役所に弱いのではないか、と思うところもあります。

ただ保健所の窓口で、組合に入ってくれ、とは言いにくい面もあると思います。強制加入ではないから言えない、という職員も多いと聞いていますが、「こういう法律(制度)があります」、「こういう組合があります」といった紹介には協力出来ると思います。「組合に入れば、こういうメリットがあります」として、例えば生活衛生貸付の話は出来るのではないかと考えます。このことは、毎年改善されているとは思いますが、まだ十分ではないと思います。

（組合の存在意義）

日頃、生衛組合は役所には弱い、とは感じていますが、組合の理事長さん方は、正しい主張はどんどん言ったほうがいいし、それはむしろ、選挙協力を通じて議員の先生にいう、また県のトップである知事に対して直接、陳情等を行って、ものを申したほうがいいと思います。知事さんがどういう政策をやり、そこに、組合の分をどう入れてもらうか、予算はどう確保して頂けるか、ということを直接要望することが大事です。

また、国会議員等先生を使うことですが、業界(組合)は行政に弱い、選挙協力の面から国会議員には強い、行政は、業界には強いが、概して国会議員、地方議員には弱い。この三角関係をうまく使い、例えば行政が中々要望などを聞いてもらえない場合は、議員を通じてやんわりと行政に言ってもらおう、といったことも考えて頂くといいと思います。

ここ10年で、国からこの業界に対しての協力要請は非常に多くあります。

その内容は、エイズ、0-157、レジオネラ等の衛生対策から、受動喫煙、カロリー表示の健康増進対策、原産地表示、地産地消などの表示の適正化対策、高齢者への訪問理美容など住民の福祉対策、省エネ等、その範囲は、非常に多岐に亘っており、資料に記載してあるとおりです。

これらは、私ども全国センターに対し関係省庁から協力依頼があり、関係事業者に広く周知するよう要請がされるものです。その度に、生活衛生関係16業種の全国連

合会の各事務局長を集めて、管下組合に対しての周知を行うよう協力依頼を行う訳です。

じつは、こういう協力要請を、国から頼まれてやっている、ということ、しかも各組合員さんは、自分の商売をやりながら頼まれごとをやっている、これは、実に大きな社会貢献を自分達はしているのだ、ということをお忘れしないで頂きたい。

だから、これの「もと」を取らなければいけない、というのが私の考えです。この要請は、厚生労働省だけではありません。他にも、農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁、公正取引委員会等多分野に亘り、毎年多くの協力要請件数があります。

このことから、皆さんも自負心を持って、県庁に行く、知事に会いに行く、議会に行く、議長に行く等、行って頂きたい。我々も十分ではないかも知れないが、こういう社会貢献をしている、という意気込みだけは十分もってやって頂きたいと思えます。

次に、我々は仲間が多い、という話です。

資料には、「平成24年経済センサス活動調査」の結果概要が掲載されています。

そのなかで、全国事業所数上位20位には、いわゆる生活衛生関係業種が7業種も入り、しかも全体数は約80万事業所と、圧倒的な優位を占めています。いわゆるこの業種は、零細業者と言われていますが、これだけ地域に密着した業種である、ということをお理解して頂きたいと思えます。

そして、「生衛組合に関する意識調査」の結果があります。現在も、同様なアンケート調査を組合の皆さんにお願いしてやっているところですが、これは、平成18年に行った結果です。

まず、「生衛組合を知っているか」の問いに、「知らない」53%、「生衛組合への勧誘は受けたことがあるか」の問いには、「1回もない」が87%、組合への加入の意向については、「よく知らないのでどちらとも言えない」が71%もいる、とも分かりました。

組合員が減少して困る、と言いながら、片や、組合は知らないからわからない、という方が7割もいるのです。

組合にいれば組合のことはよく分かるし、皆がよく知っていると思う。しかし、外部にいる方は組合のことをほとんど知らない、ということです。最初は、この調査はやる意味があるのか、と疑問に思ってみました、やってみたら見るも無残な結果となった訳です。

このことを思い起して頂き、先ほどの「ポケットブック」のなかにもありますが、この業界のあるべき方向として、今後も引き続き、地域密着的な営業と衛生的な国民生活を支えながら、今後10年間で「組合員の倍増」を目標に活動を続けることを提唱しました。

こんなことは出来る訳がない、とあきらめないで欲しい。過去には、昭和34年頃の池田勇人首相の「所得倍増」があったことを思い出して頂きたいと思えます。この実現にも10年位の期間を要しました。「倍増」とまでいなくても、粘り強く活動を続け、少しでも増加に繋がっていただければいいと思えます。

生衛法も再来年60周年を迎えますが、この節目を組

合推進活動と繋いでどのようにやればいいのか、検討をしているところです。

組合を見ますと「ないないづくし」です。景気がよくない、組合員がいない、数が減る、お客がこない、金が回ってこない等、ひとつも良いことはありません。

私は、これを「あるある」にしたいと思います。同じ仲間がいる、各都道府県に指導センターの窓口がある、ということです。

また「組合費」をどう考えるか、についても私なりに考えてみました。

皆さんには「組合費」を「負担」、と考える方が多くいることが分かりました。また、徴収の方法も大変難しい、ということも分かりました。「負担」は消極的、後ろ向きです。しかし、これを「投資」と考えたらいいのではないかと、思えます。「組合費」は「負担」ではなく「投資」と考えることです。「投資」は積極的、前向きです。簡単ではないと思えますが、考え方ひとつで意識も変わるのではないかと、思えます。

では、投資をした結果、今何が起きているのか、についてのお話しをします。

安部総理が再選を果たし、現在、安部内閣は盤石です。このことは、当業界にとって都合がいいのではないかと、思えますが、総理の下に15人の委員からなる規制改革有識者会議が設けられました。

新聞にも色々掲載されご存じのことと思えますが、理容・美容の相互乗り入れの件であります。

昭和53年から続いた厚労省課長通知に対して、世の中で、男女差別ではないかと批判が集中して、最終的には変更されました。しかし、理容、美容の区分はなくさない、としています。それは、組合の存在があるからです。

また、「民泊」の問題も旅館ホテル組合が振り回されています。これは、例えばマンションが空いているから、安易に旅行者向けに料金をとって貸そう、というもので、旅館ホテルをやっている方にとっては大変な問題です。旅館ホテルでは、多額の投資をして、従業員も多く雇い、衛生対策、防災対策等あらゆる手を尽くして営業をしています。

しかし、この「民泊」の問題も、安部内閣の規制改革会議のなかで集約されたものであり、現在手こずっています。しかし、国会議員、役所のいずれもが組合の意見は聞いてくれています。今後どういう風な決着になるか分かりませんが、組合があるおかげで、振り回されないで業界の主張が出来る、ということで、その一例です。

また、飲食の関係では、一昨年措置されました中小企業の交際費課税1/2の損金算入の件です。これを大企業においても同様に損金算入が認められるよう、国会議員に対して陳情活動を行いました。議員との交渉の結果、最近の飲食業界では領収書をきちんと発行している、ということで、何とか認められることとなりました。

これも、毎年多くの要望、陳情案件があるなかで、組合の立場から業界の代表意見として申し上げ、国会議員にその公の立場が認められた結果であり、組合としての意義があるという例です。

(日本政策金融公庫について)

政策金融公庫の話をしします。

昭和40年の「環境衛生金融公庫」の発足のことを改めてお話しますが、当時、日本武道館に1万5百人を動員した、という記録があります。

そして総決起大会を開催し、生衛業向け専門の金融機関を作ってくれ、利率を低くしてくれ、長期融資を認めてくれ、といった要望を決議するにあたり、当時の佐藤栄作総理大臣に会場に来てもらった、とのこと。当時は、生衛業に対する金融問題が業界にとって最大のピンチであった訳で、現在ではとても考えられないことと思えます。

平成20年には、日本政策金融公庫として国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫と合併し、現在に至っていますが、生活衛生分野の独立のポジションは、現在でも確保されています。

公庫においての、生衛融資の1,150億円の原資は、組合の皆さんの日々の努力の成果であって、国がちゃんと積み立ててくれているもの、と常日頃申しています。

民間の金融機関では、いわゆる融資の原資は一般からの預金を営業によって集め、その範囲で厳しく精査して貸付しています。

私は、公庫に対しては、民間金融機関とは違い「政策的融資を行う機関だから、迷わずどんどん貸してほしい、と申しています。公庫は、株式会社になったのだから事故率も公表しなければならず、そういうことを考慮しなければならない、と言っていますが、私は、事故率が高いのがステータスだと、公庫は、悩んで苦しんでいる事業者に資金を貸すことが使命だ、という姿勢が必要だと申しています。

いずれにしましても、皆さんの日頃の真面目な、真摯な経営姿勢が功を奏し、いざというとき、公庫が役に立つものと考えています。

(若手の育成)

組合員が減る、何とかしなければならない、ということについて特効薬はないかもしれませんが、これまでお話しましたように、生衛法の制定の経緯、生衛組合の歴史と役割、金融公庫との繋がり、そして法によるこの業界の支援体制といったものについて、そういう過去があるから現在があるのだ、ということ、これからの若い人たちに繋げていってほしい、と考えます。

未来に対しては希望をもって、若い人たちに期待をして育てていってほしい、と思います。

例えば、「生きていくのがつらい」、「今の若いものは駄目だ」、「昔はよかった」等の笑い話をまねるのではなく、やはり若い者には希望を託して、育てていってほしいと思います。

しかし、その若手の育成ですが、組合での「育成」はなかなか難しい、むしろ出来ないのではないかと、思います。しかし、組合は戦わなければならない、そうすると体力のある若手が是非必要、ということ。この若者を育てるにはどうしたらいいか、という、育てることはやめて、大好きなことをやらせる、やらしてみせることです。

そうして、若いひとには「いいじゃないか」と認めてあげることだと思えます。

ああだ、こうだと言われることは、本人はいやだと思えます。信頼してまかせるほうがよい。1番いいのは、裁量を任せる、本人に好きなようにやらせることだと思えます。

(以下省略)

「岐阜県生活衛生課」からのお知らせ**【有毒植物による食中毒にご注意を!!】**

今春、県内で有毒植物の誤食による食中毒が発生しました。また、秋にはキノコ狩りの季節にもなることから、正しい知識を身につけ、食中毒の予防に努めましょう。

《有毒植物による食中毒の症状》

下痢、嘔吐、けいれん、呼吸マヒ など ※死亡する場合があります。

《食中毒にならないために守るべき3項目》

- ①知らない植物やキノコは 採らない・食べない・(人に)あげない。
- ②専門家の指導の下、正しい知識を身につける。
- ③食用の植物やキノコと有毒植物や毒キノコが入り混じって生えていることがあるため、採取時や調理前には十分注意する。

○最近の食中毒ニュース：キーワード：5月発生 有毒植物：イヌサフラン

内容：県内の農産物直売所で「ギョウジャニンニク」として販売されていた山菜を購入し食べたところ下痢、嘔吐等の食中毒症状が発生。

類似の山菜：ギョウジャニンニク：「葉」の形が似ている。

相違点：ギョウジャニンニクにはニンニクに似た「臭い」があり、イヌサフランは無臭である。

※その他、4月には芽が『フキノトウ』と類似している『ハシリドコロ』の誤食による食中毒が、他県においては『スイセン』の誤食(『ニラ』や『ノビル』と間違えたもの)による食中毒が発生していますのでご注意ください。



イヌサフラン

「和食」・「喫茶」は全国第2位！

～統計から見た 岐阜の「外食」の動向～

この度、総務省「家計調査」の平成27年調査結果がまとまり、平成25年から平成27年までの3カ年平均の都道府県別順位が発表されました。(この調査は、県庁所在市等の主要都市で実施されています。)

この結果によると、最新の岐阜市の外食消費動向は次のとおりとなりました。

- 「和食」・「喫茶」は、前回と同様、今回も**2位**を継続し、引き続き高水準となっています。
- 「すし」・「中華」は、前回の2位から今回は**3位**となりました。
- 「外食合計」は、前年の5位から**9位**に順位を下げています。

このように、順位は若干下がりましたが、岐阜市民の外食への消費動向は未だ旺盛なことには間違いはありません。

●外食関係の年間支出額 (最近の動向) ●

単位：円

期間	外食合計		和食		すし(外食)	
	H24~26平均	H25~27平均	H24~26平均	H25~27平均	H24~26平均	H25~27平均
1位	東京都区 237,806	東京都区 243,890	名古屋市 41,561	名古屋市 43,167	宇都宮市 20,501	宇都宮市 20,870
2位	川崎市 210,411	名古屋市 209,835	岐阜市 39,423	岐阜市 37,862	岐阜市 19,096	金沢市 19,338
3位	名古屋市 204,763	川崎市 207,314	佐賀市 36,388	佐賀市 34,864	名古屋市 18,049	岐阜市 18,876
4位	さいたま市 198,058	さいたま市 202,120	山口市 32,079	奈良市 32,300	金沢市 17,352	名古屋市 18,404
5位	岐阜市 193,551	横浜市 199,265	神戸市 30,213	高松市 32,118	札幌市 16,958	福井市 18,040
		(9位) 岐阜市 183,188				
	全国平均 163,217	全国平均 167,203	全国平均 21,912	全国平均 22,642	全国平均 13,735	全国平均 14,220

期間	中華食		喫茶代	
	H24~26平均	H25~27平均	H24~26平均	H25~27平均
1位	名古屋市 9,298	名古屋市 9,013	名古屋市 13,303	名古屋市 14,301
2位	岐阜市 8,058	神戸市 7,501	岐阜市 11,697	岐阜市 13,894
3位	神戸市 7,950	岐阜市 7,460	東京都区 8,395	東京都区 8,879
4位	京都市 6,669	横浜市 7,344	川崎市 8,219	神戸市 8,503
5位	宇都宮市 6,600	長野市 7,191	神戸市 8,188	川崎市 8,059
	全国平均 4,597	全国平均 4,757	全国平均 5,451	全国平均 5,770



また、全国上位ではないものの、飲食ではなじみ深い、そば・うどん、中華そば等の麺類や飲酒関係はどうでしょうか。

「日本そば・うどん」は、前回の7位から**10位**に、また「中華そば」は、前回の14位から**22位**と、麺類はそれぞれ順位を下げています。また「飲酒代」は、前回の40位から**50位**と、これも順位は下がっています。

期間	日本そば・うどん		中華そば		飲酒代	
	H24~26平均	H25~27平均	H24~26平均	H25~27平均	H24~26平均	H25~27平均
1位	高松市 14,019	高松市 14,507	山形市 13,424	山形市 15,057	高知市 36,903	高知市 34,175
2位	静岡市 8,505	宇都宮市 8,802	福島市 11,577	福島市 11,525	東京都区 28,199	東京都区 30,338
3位	宇都宮市 8,247	静岡市 8,466	宇都宮市 10,176	宇都宮市 10,791	長野市 25,371	山形市 26,136
	(7位) 岐阜市 7,735	(10位) 岐阜市 7,486	(14位) 岐阜市 6,893	(22位) 岐阜市 6,343	(40位) 岐阜市 14,653	(50位) 岐阜市 12,589
	全国平均 5,584	全国平均 5,855	全国平均 5,548	全国平均 5,764	全国平均 17,605	全国平均 18,532

このように、若干変動はあるものの岐阜市の外食に対する消費動向は、全国的に見ても、総じて高いものと思われる。

日本政策金融公庫からのお知らせ



岐阜市を元気にする!

飲食業、美容業の創業を目指す方のための
「若鮎セミナー」創業ワークショップin岐阜市

みだしのセミナーを次のとおり開催します。皆様奮ってご参加下さい。

主催：岐阜市 日本政策金融公庫 岐阜信用金庫
共催：岐阜商工会議所 岐阜市信用保証協会
協力：(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター

会場 日本政策金融公庫 岐阜支店 (TEL:058-263-2136)

●7月11日(月) 14:00~16:00

第1回 成功する創業のためにポイントを整理しよう (講師：日本公庫)
創業の実際と創業計画書作成のポイント

各定員
12名

●7月19日(火) 14:00~16:00

第2回 自分自身を棚卸しよう (講師：岐阜信金)
創業に必要な4P、3Cとは? 先輩創業者に聞く

●7月25日(月) 14:00~16:00

第3回 自分の強みと弱みを見つめなおそう (講師：日本公庫)
SWOT分析から創業計画を練り上げる

●8月1日(月) 14:00~16:00

第4回 プランの精度を高めよう (講師：日本公庫、岐阜信金ほか支援機関)
参加者からプランの発表・講評 支援制度の紹介

お店でのカラオケ・生演奏・BGMの
著作権手続きはお済みですか?

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用される
お店のご経営者の方は、JASRACへ
著作権の手続きが必要となりますので、
下記の支部までお気軽に
お問合せください。



著作権使用料の例

- カラオケ (客席面積33㎡まで)
月額 3,500円
- BGM (店舗面積500㎡まで)
年額 6,000円

※別途消費税相当額が加算されます



一般社団法人 日本音楽著作権協会 中部支部
〒450-0003 名古屋市 中村区 名駅南1-24-30
名古屋三井ビル本館13F
Tel.052-583-7590 Fax.052-583-7594

21世紀—— 観光岐阜の
アミューズメントをリードする
岐阜観光グループ

- 飲食部門
レセプションバー ムーランルージュ
- パチンコ・スロット部門
パチンコスロット OH Ichioku OH一食
スロット Aladdin アラジン
スロット Major KURONO
スロット Major OONO
- パーキング部門
岐阜観光 PARKING OH
岐阜観光 PARKING OH 西柳ヶ瀬
PARKINGI PARKINGII
- サービス部門
G.K.K ケロやんショップ



岐阜市若宮町4丁目8番地 TEL (058)265-5416(代)

生衛業の皆さまへ

「融資・経営 地区相談」のご案内

県指導センターでは、次の日程で融資・経営の地区相談を実施します。

生活衛生関係営業をしている皆さまの「お店の融資・経営その他営業に関する相談」などお気軽にご利用ください。

相談は、県指導センターの経営指導員が担当します。(実施時間:各会場とも午後1時半から午後3時半まで)

	西濃総合庁舎		中濃総合庁舎		恵那総合庁舎		飛騨総合庁舎	
	大垣市江崎町 422-3		美濃市生櫛 1612-2		恵那市長島町正家後田 1067-71		高山市上岡本町 7-468	
	0584-73-1111		0575-33-4011		0573-26-1111		0577-33-1111	
	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場
8月	19日(金)	2-1会議室	17日(水)	1北会議室	23日(火)	2A会議室	26日(金)	厚生1会議室
9月	21日(水)		20日(火)		26日(月)		23日(金)	
10月	28日(金)		20日(木)		26日(水)		17日(月)	

生活衛生同業組合への加入について

○「生活衛生同業組合」とは、法律(生衛法)に基づき、岐阜県知事から設立認可を受け、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。

○岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談下さい。

組 合 名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	篠田 元弘
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	瀧 多賀男
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	吉田 弘
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	河本 敏明
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8841	岐阜市高野町2-1	058-262-2845 058-262-2845	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8828	岐阜市若宮町4-8 岐阜観光パーキングOH2F	058-262-7314 058-262-7314	大野 邦博
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	熊崎 金良
 岐阜県鮪商生活衛生同業組合	509-7205	恵那市長島町中野40-1 「美濃照寿庵」内	0573-25-1888 0573-25-1889	林 照男
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、或いは経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用下さい。

参考

最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円
●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

組合加入者限定融資

振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：7億2,000万円以内
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置2年以内)
- 利率(年利) 設備：0.20%～
運転：0.70%～
- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合または
県生活衛生営業指導センターまで

生活衛生改善貸付

無担保・無保証で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備資金、運転資金ともに1.30%
(返済期間にかかわらず利率は一定)
- 担保等 担保・保証人等 **不要**

相談先 各生活衛生同業組合または
県生活衛生営業指導センターまで

組合未加入者向け融資

一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ
運転資金はありません
- 借入限度額 設備：4億円以内
- 返済期間 設備：13年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備：1.25%～
運転：貸付制度はありません
- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター (TEL：058-216-3670)
- 各生活衛生同業組合 (P.11の名簿参照)
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 (TEL：058-263-2136) 多治見支店 (TEL：0572-22-6341)



(注) ●利率は、平成28年6月10日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。
●借入限度額は、業種によって異なります。

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。